

情報倫理研究の最前線 (1) 情報倫理研究の進展と現状

村田 潔 (むらた きよし)

明治大学商学部・ビジネス情報倫理研究所

1. 情報倫理の揺籃期

情報倫理は1980年代半ばに本格的な研究が始められた比較的若い学問分野であり、ICT（情報通信技術）の本質とその開発・利用・普及が人間と社会に与える影響を多様な視点から分析・考察し、それに基づいてICTを倫理的・社会的に正当化できる形で利用するためのポリシーの提案を行う、学際的かつ実践的な研究領域である。

「情報倫理」以前に一般的に使われ、現在ではほぼ同義語として理解されている「コンピュータ倫理」という言葉は1976年にW. Manerがコンピュータ時代の新しい倫理学を表すものとして提唱したものである。一方、コンピュータの開発と利用に関わる倫理的問題へのアプローチの必要性は、N. Wienerの“The Human Use of Human Beings” [10]において初めて語られたと言われている [1] [2]。彼はその著書の中で、情報と通信に依存する「自動化時代」の社会における情報体としての人間の「良き生き方」に思いをめぐらせ、コンピュータの導入がもたらす失業問題などについて議論を展開した。またJ. Weizenbaumもコンピュータの普及が人間存在に対してもたらす影響について考察し、彼の開発したプログラムELIZAに対する反響を踏まえ、人間の情報処理モデルが人間を単なる機械と見なす風潮を生み出していることに警鐘を鳴らしている [9]。

1960年代半ばから発生した銀行情報システムのプログラムの書換え詐欺に代表される「プロフェッショナルの犯罪」としてのコンピュータ犯罪の発生は、コンピュータエンジニアに対する倫理教育の必要性を実感させるに至り、70年代末には、コンピュータ倫理教育スターターキットを開発したManerと、コンピュータ倫理の学部学生向け講義カリキュラムを作成したT. Bynum、さらにはD.

Johnsonらによって、大学におけるコンピュータ工学・コンピュータ科学教育の正式な科目としてコンピュータ倫理が設置されるようになった。

こうした中で、1985年に哲学の専門誌であるMetaphilosophyが「コンピュータと倫理」特集を組み、そこにJ. Moorのエポックメイキングな論文“What is Computer Ethics?” [7]が掲載され、学問としてのコンピュータ倫理の方向性が示されることになる。この論文で彼は、コンピュータ技術の革命的特性は「論理的順応性」、すなわち論理処理を設定できるのであればどこにでもコンピュータ技術は適用可能であるという点にあると指摘した。コンピュータ技術はその論理的順応性ゆえに、社会におけるさまざまな制度の不可欠な部分となって社会全般に浸透し、人間の活動や社会の諸制度を変容させる。この変容は、コンピュータの適用対象をいかに効率化するのかを問うにとどまらず、ときには対象が本質的に何であるのかを問い直させるほどに、その基本的な性質や目的までも変化させるものであり、このことが、「概念の混乱」を伴う「ポリシーの空白」、すなわちコンピュータ技術を倫理的に利用するための方法論が存在しない状況を生み出し、広範囲にわたるコンピュータ倫理の問題を引き起こすことになる。

また、同じ年にコンピュータ倫理の定番テキストである“Computer Ethics”の初版 [6]がJohnsonによって上梓された。この中で彼女は、情報倫理問題はユニークであるというManerの主張に真っ向から反対し、倫理学の伝統を踏まえた応用倫理学としてのコンピュータ倫理を構想した。彼女によれば、コンピュータの存在が、従来から存在しているプライバシーや他者への危害、行為の結果に対する責任といった倫理問題に対して新たな一捻り (a new twist) を加えていることが問題なのであり、この

ことが解釈や修正を行うことなしに、伝統的な道徳概念に依拠してコンピュータ倫理問題に対処することを困難にしているのである。

2. グローバルで学際的な研究領域への展開

1990年代初頭にD. Gotterbarnはコンピュータ倫理の研究対象が拡散し、その研究範囲が曖昧になる傾向にあることに警鐘を鳴らし、ICT専門家、とりわけソフトウェアエンジニアの職業倫理としてコンピュータ倫理を理解すべきであると主張した[3]。情報倫理研究者のコミュニティにおいてMr Professionalismとも称される彼は、S. RogersonやK. MillerらとともにICT専門家の職業活動を倫理的・社会的方向へと導くための指針である「ソフトウェアエンジニアリングのための倫理ならびに専門職実務綱領」[4]の作成に力を尽くし、またソフトウェア開発におけるステークホルダー分析のためのシステムであるSoDISを開発している[5]。

Gotterbarnの主張が一定の説得力を持って受け止められた一方で、ICTが社会を構成する不可欠な要素として広く、そして深く浸透し、情報社会が、さらにはネット社会が形成されるにつれて、応用倫理学的色彩を強く持ち、欧米の研究者の価値観の下にあったコンピュータ倫理が、コンピューティングに関わる多種多様な問題を取扱い、より学際的かつグローバルな学問分野としての特徴を持つに至るのに長い時間はかからなかった。そしてコンピュータ技術からITへ、そしてICTへと技術が発展し、ほとんどあらゆる情報をデジタル情報として処理することができる環境が整うにつれて、コンピュータ倫理よりもむしろ情報倫理という表現が多く使われるようになった。

現在では、哲学、倫理学、コンピュータ工学・科学はもちろんのこと、心理学、経済学、経営学、社会学、法学、文化人類学など、さまざまな学問的バックグラウンドを持つ研究者によって、プライバシー、監視、ICTプロフェッショナルリズム、サイバー倫理、ロボット倫理、ジェンダーとICT、デジタルアイデンティティ、ネットいじめ、コンピューティングによる人間疎外といった、多岐にわたる研究テーマへの多面的な取り組みがなされている。とりわけ最近では、ソーシャルメディアの普及に伴うさ



2013年7月にポルトガルで開催された情報倫理の国際会議CEPE 2013に集まったleading researchers. 左からH. Tavani, U. Pagallo, P. Brey, D. Johnson, S. Rogerson, J. Moor, M. Wolf, I. Kavathatzopoulos, K. Miller, 筆者, L. Floridi.

まざまな倫理問題・社会問題に多くの研究者の目が向けられている。また、南米やアフリカでも、情報倫理の国際会議が定期的で開催されるようになっており、研究者コミュニティも着実にさらなるグローバル化を進めつつある。このことは、global reachという性質を持つICTの開発と利用に関連した倫理問題・社会問題を研究するにあたり、多様なローカルの価値観を取り込むことができるようになってきていることを意味する。かつてMoorは、文化的な差異を超え、core value、すなわち万人が受け入れることのできる人間的価値に基づく情報倫理問題への取り組みを説いた[8]。しかし、「core valueとは何か」ということ自体がグローバル環境の下では決定困難な問題であり、研究者コミュニティのグローバル化と、そのメンバーおのおのの価値観に基づく率直かつ積極的な議論こそが情報倫理研究を前進させるカギなのである。

3. 情報倫理の研究体制

情報倫理のfounding fathers and mothersは、その多くが、大学を定年退職し、名誉教授となった今でも健在であり、旺盛な研究活動を続けている。その一方で、第2世代、第3世代の研究者も着実に育ってきており、また欧米を中心に多くの大学で情報倫理の講座が開設され、研究資金も潤沢に供給されるようになってきている。これは情報倫理の学問的・社会的重要性の認知度が高まっていることの証左

であるといえる。経営情報学会においても2001年度から特設研究部会として、筆者を主査とする情報倫理研究部会が設置され、3年間にわたる研究活動が行われた。また、現在、明治大学ビジネス情報倫理研究所を拠点として5年間の研究プロジェクト「組織情報倫理学：営利および非営利組織における情報倫理問題への対応のための政策提言に関する研究」が私立大学戦略的研究基盤形成支援事業(S1291006)として推進されている。

情報倫理の専門的な研究拠点も世界各地で整備されている。代表的なものとしては、Rogersonが設立し、その後を継いだB. Stahlが所長を務めるCCSR (Centre for Computing and Social Responsibility) や、Bynumが主宰するRCCS (Research Center on Computing and Society) がある。日本国内ではビジネス情報倫理研究所が情報倫理研究を専門とする唯一の研究機関であり、毎年多数の海外研究者が訪問・滞在している。また、ACMには情報倫理の研究部会SIGCAS (Special Interest Group on Computers and Society) が設置されており、ニュースレターComputers and Societyの編集・発行が行われている。2000年には情報倫理研究のための国際学会INSEIT (International Society for Ethics and Information Technology) が設立された。代表的な国際会議としては、1995年から開催されているETHICOMPと、1997年に始められたCEPEとがあり、前者はより学際的でinclusiveな志向が強く、後者は哲学的な研究報告が多いという特徴がある。さらに情報倫理の専門雑誌として、Journal of Information, Communication and Ethics in Society や、Ethics and Information Technology, International Review of Information Ethicsなどが発行されている。

4. 日本人として情報倫理研究に携わること

情報倫理研究は、ICTというグローバル性を持つ技術の開発と利用が引き起こす倫理問題・社会問題を対象とするものであり、必然的に複数のローカルの文化や価値観を考慮に入れることが要求される。ここでは、ある特定の文化や価値観が他の文化・価値観よりも優越したものであると考える文化絶対主義に立つことは決して許されるものではなく、その

一方で、異なる文化や価値観の間には共通理解が成立しないとすると文化相対主義の立場をとることも不毛である。必要なのは、グローバル化する世界においては、さまざまな、時には対立する文化・価値が存在し、その共存を「とりあえずの前提」として、認識された倫理問題・社会問題への対処を考えていかなければならないということである。

こうした状況の下で、日本人研究者の情報倫理研究への積極的なコミットメントが期待されている。世界でも有数の技術力と経済力を誇る日本という国で活動をしている研究者であることは、情報倫理研究においては有利にこそなりすれ、不利になることはない。日本の事例や日本における調査結果を、日本人の視点から研究成果としてまとめ、報告することは、国際会議においても論文投稿においても非常に歓迎される。また、欧米諸国との国際比較研究も、日本との文化の違いがはっきりしているので、重要な学問的貢献として認められることが多い。こうした研究を積み重ねることで、日本に限定しない、一般的な視点での研究成果も上げることができる。

情報倫理に携わる日本人研究者として肝心なのは、情報倫理を「輸入学問」にしないことである。「西洋事情」の紹介を専らとするのではなく、日本人として世界の情報倫理研究をリードしていくことが重要である。そのためには、日本の歴史、文化や伝統に関する正しい知識を身につけておく必要があり、そのうえで、自らの文化や価値観を相対化できることが望ましい。

他方、研究成果の公表は英語で行われなければならない。われわれは情報倫理に限らず多くの研究分野で、今や英語が研究上の公用語となっているという事実を素直に認める必要がある。英語ではない言語で公表された研究成果は、実質的にこの世に存在しないのと同じである。国際共同研究の推進に当たっても、当然ながら英語が共通言語となる。

5. 今後の研究課題：リサーチアジェンダ

本稿を締め括るにあたり、筆者が現在取り組んでいる研究課題を2つだけ書き留めておきたい。

1つはプライバシー権概念の見直しと、現在のICT環境にふさわしいプライバシー保護のあり方の提案である。現在、ソーシャルメディアの普及とビッ

グデータ時代の到来を迎え、「自己情報コントロール」概念に基づく法制度も含めたプライバシー保護方策は、その有効性を失いつつある。なぜなら、誰にとっても自己情報の流れをコントロールすることが実質的に不可能になっているからである。EUにおいて議論されている「忘れてもらえる権利 (the right to be forgotten)」は、プライバシー保護の焦点をアクセスから保持へと移行させる意図を持つものであり、一定期間を超過して組織のデータベースに保持されている個人情報の消去を、情報主体が要求できるというものである。しかし、これが現在のICT環境下におけるプライバシー保護にとって十分に有効な手立てなのかといわれれば、疑問符をつけざるをえない。むしろ、個人情報の「利用」にプライバシー保護の焦点を当てることによって現在の情報環境にふさわしいプライバシー概念を提案すべきであろう。このことは、「デジタル的に死なない」(e-immortal)時代を生きるわれわれの「死後のプライバシー」について考えることも含んでいる。

2つ目は、ICTベースの自動化された個人向けサービスが人間存在に対して与える影響である。現在われわれは、日々の生活の中で肉体を持った存在としてではなく、デジタルデータの集まりというdisembodyされ、dividualiseされた存在としてさまざまな個別化されたサービスを受け取っている。こうした中で、われわれは自律した個としての存在を維持し続けることができるのであろうか。あるいは、自律した個は、すでに幻想でしかないのかもしれない。そうであるならば、われわれはICTベースの情報システムによって疎外された存在として生かされているに過ぎないのであろうか。ICTの進展と普及は、まさに人間存在そのものに対するチャレンジであると言えるのである。

参考文献

- [1] Bynum, T. W., "Ethical Challenges to Citizens of 'the Automatic Age': Norbert Wiener on the Information Society," *Journal of Information, Communication and Ethics in Society*, Vol. 2, No. 2, 2004, pp. 65-74.
- [2] Bynum, T. W., "Milestones in the History of Information and Computer Ethics," in Himma, K. E. and H. Tavani (eds.), *The Handbook of Information and Computer Ethics*, John Wiley & Sons, Hoboken, NJ, 2008, pp. 25-48.
- [3] Gotterbarn, D., "Computer Ethics: Responsibility Regained," *National Forum: The Phi Beta Kappa Journal*, Vol. 71, No. 3, 1991, pp. 26-31.
- [4] Gotterbarn, D., Miller, K., and Rogerson, S., "Software Engineering Code of Ethics: Approved! (Software Engineering Code of Ethics and Professional Practice, Version 5.2)," *Communications of the ACM*, Vol. 42, No. 10, 1999, pp. 102-107.
- [5] Gotterbarn, D. and Rogerson, S., "Responsible Risk Assessment with Software Development: Creating the Software Development Impact Statement," *Communications of the Association for Information Systems*, Vol. 15, 2005, pp. 730-750.
- [6] Johnson, D., *Computer Ethics*, Prentice-Hall, Upper Saddle River, NJ, 1985.
- [7] Moor, J. H., "What Is Computer Ethics?" *Metaphilosophy*, Vol. 16, No. 4, 1985, pp. 266-275.
- [8] Moor, J. H., "Reason, Reality, and Responsibility in Computer Ethics," *Computers and Society*, Vol. 28, No. 1, 1998, pp. 14-21.
- [9] Weizenbaum, J., *Computer Power and Human Resource: From Judgment to Calculation*, Freeman, San Francisco, 1976.
- [10] Wiener, N., *The Human Use of Human Beings: Cybernetics and Society*, Houghton Mifflin, Boston, 1950; 2nd ed. Doubleday Anchor, New York, 1954.

略歴

村田 潔 (むらた きよし)

1957年生。1980年筑波大学第一学群社会学類卒業、1987年筑波大学大学院社会科学研究科博士課程退学。同年、北海道女子短期大学経営情報学科講師。1990年駿河台大学経済学部助教授。1995年明治大学商学部助教授。1997年より同教授。ビジネス情報倫理研究所長として情報倫理、経営情報システム論に関する研究に従事。経営情報学会理事、日本情報経営学会副会長。情報ネットワーク法学会、ACM、IEEE Computer Society、INSEIT各会員。